

第1節 はじめに

- 計画の位置付け
 - ・二次医療圏内の外来医療機能に関する情報を、医療関係者等が、自主的な経営判断に当たり有益な情報として参照できるよう可視化して提供
 - ・地域の医療関係者等における外来医療機関間での機能分化・連携等に関する協議について規定
- 外来医療計画の全体像
 - ・二次医療圏単位で外来医療提供体制の確保に関する協議の場を設置
 - ・外来医師偏在指標に基づき、二次医療圏単位で外来医師多数区域を定義。
 - ・外来医師多数区域において、新規開業を希望する者に対し、当該医師多数区域で不足する医療機能を担うよう求める。
 - ・医療機関の設置状況や医療機器の設置状況を地図情報として可視化
- 計画の期間
 - ・2020年から2023年までの4年間（以降は3年ごとに見直し）

第2節 外来医療に係る医療提供体制の整備

- 県の役割
 - ・外来医療と在宅医療の切れ目のない提供体制構築や初期救急の充実による適切な救急医療体制の維持等、医療計画等に掲げる施策と整合的な展開
- 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場
 - ・二次医療圏を外来医療計画の「対象区域」と設定
 - ・対象区域単位で、関係者との連携を図りつつ、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議を行い、結果をとりまとめ公表
 - ・二次医療圏ごとに設けられている「地域医療構想調整会議」を「協議の場」として位置づけ

第3節 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

- 外来医師偏在指標

県は、国から提供されるデータを基に、医療需要や人口構成、患者の流出入等を勘案し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能となる指標（外来医師偏在指標）を設定

■ 二次医療圏ごとの外来医師偏在指標

二次医療圏	外来医師偏在指標
宮崎東諸県	120.4
都城北諸県	87.5
延岡西臼杵	83.3
日南串間	107.2
西諸	96.8
西都児湯	112.6
日向入郷	77.1

■ 外来医師多数区域

- ・外来医師偏在指標の値が全国上位33.3%に該当する二次医療圏を外来医師多数区域に設定

外来医師多数区域	宮崎東諸県医療圏 日南串間医療圏(流出入調整後) 西都児湯医療圏(流出入調整後)

第4節 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

- 新規開業者に対する情報提供
 - ・二次医療圏ごとの外来医師偏在指標、外来医師多数区域の情報
 - ・医療機関のマッピングに関する情報
 - 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に求める事項
 - ・外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、対象区域において不足する外来医療機能を担うことを求める。
 - ・新規開業者が地域で不足する医療機能を担うことを拒否する場合には、協議の場への出席を要請。
 - 現時点で不足している外来医療機能に関する検討
 - ・「外来医師多数区域において新規開業者に求める外来医療機能」「外来医師多数区域以外で不足する外来医療機能」について検討
- 【検討内容】
- (1) 夜間や休日等における地域の初期救急医療
 - (2) 在宅医療の提供状況
 - (3) 産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制

二次医療圏	地域で不足する外来医療機能（●で表示）						
	初期救急		在宅医療	公衆衛生			
	在宅当番医	夜間急患センター		産業医	学校医	予防接種	乳幼児健診
宮崎東諸県		●	●		●		
都城北諸県		●	●	●	●		●
延岡西臼杵	●	●	●	●	●		●
日南串間		●	●		●		
西諸	●		●				●
西都児湯		●	●				
日向入郷			●	●	●		

■ 合意の方法及び実効性の確保

- ・外来医師多数区域で新規開業時の提出様式に地域で不足する外来医療機能を担うことの確認欄を追加。内容については、協議の場で確認
- ・患者流出等に伴う外来医師多数区域（日南串間、西都児湯）では、新規開業時の提出様式により地域内で担おうとする医療機能を把握。

■ 各医療機関での取組

- ・新規開業者のみならず、既存の医療機関についても自院が担う外来医療機能を確保

第5節 医療機器の効率的な活用に係る計画

- 医療機器の効率的な活用に係る考え方
 - ・医療機器の効率的な活用のため県内医療機器の配置状況を可視化
 - ・対象医療機器について共同利用について協議するための情報を記載

(1) C T	全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT
(2) MRI	1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満、3.0テスラ以上のMRI
(3) PET	PET及びPET-CT
(4) 放射線治療	リニアック及びガンマナイフ
(5) マンモグラフィー	

■ 協議の場と区域単位

- ・各地域医療構想調整会議を、医療機器の効率的な活用に係る協議を行うための「協議の場」として位置づけ。
- ・「対象区域」の単位は、外来医療と同様、「二次医療圏」とする。

■ 医療機器の効果的な活用のための検討

- ・対象医療機器を新規購入又は更新を行おうとする医療機関は、共同利用の相手方、対象医療機器、保守整備等の方針、画像診断情報等に関する方針を記載した共同利用計画を作成。
- ・共同利用を行わない場合には、協議の場で理由等の説明

第6節 外来医療計画の実行に関するPDCAサイクル

■ 数値目標

項目	現状	目標値
外来医師多数区域での新規開設診療所のうち、地域で不足する医療機能を担う診療所の割合（%）	—	100%
対象医療機器購入件数のうち、医療機器の共同利用を行う割合（%）	—	100%
県民意識調査の「本県の医療体制に対する満足度」	43.3%	50%